○「栄誉礼及び特別儀じよう」実施時の国旗等の捧持について（通知）

昭和51年2月14日
海幕総第610号

改正　平成19年1月9日　海幕総第28号

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

「栄誉礼及び特別儀じよう」実施時の国旗等の捧持について（通知）

標記について、別添のとおり定められたので通知する。

なお、これに基づく防衛省本省庁舎前における特別儀じよう隊の隊形等は、別図のとおりである。

関連文書：海幕総第4127号（45．8．17）

添付書類：１　人１第167号（51．１．17）

２　別　図

人１第167号

51.1.17

各幕僚長
統合幕僚会議議長　殿

人事教育局長

栄誉礼及び特別儀じようの実施について（通知）

栄誉礼等及び礼砲の実施要綱（防人１第1726号45.8.7）第２防衛省本省庁舎前等における栄誉礼等の実施第１項第１号に基づいて、栄誉礼及び特別儀じようを実施する場合には、国旗及び当該外国国旗を捧持することとなつたので通知する。
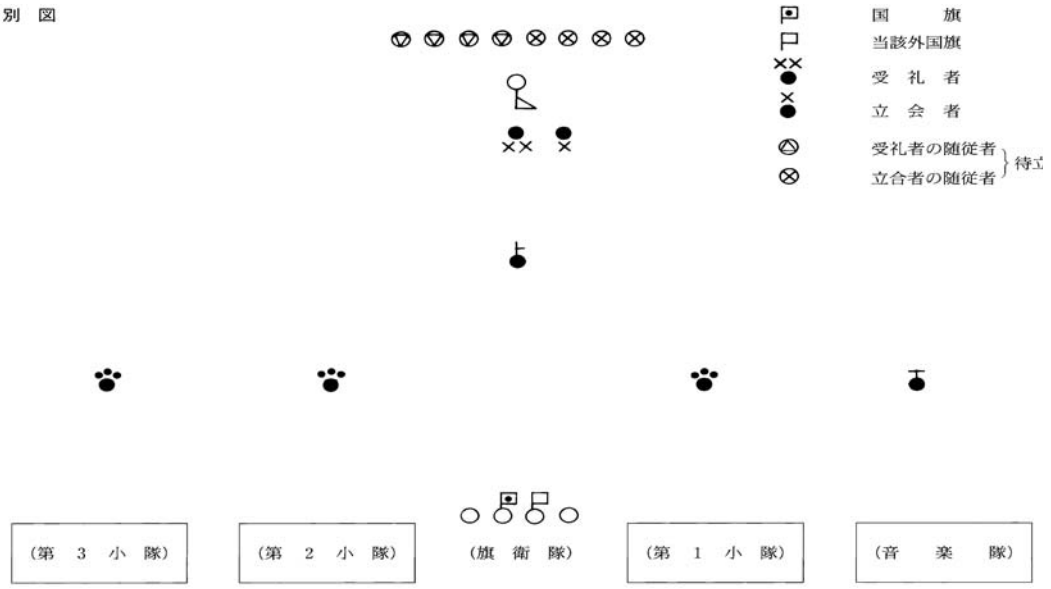
別図